

不正受給事業主のホームページでの公表について

高齢者雇用関係助成金(以下「助成金」といいます。)の不正受給を行った事業主は、当機構のホームページで公表します。
公表の内容等は以下のとおりです。

不正受給とは

不正受給とは、偽りその他不正の行為(以下「不正行為」(※)といいます。)により、本来、受けることができない助成金を受給すること又は受給しようとするをいいます。

したがって、助成金受給後に不正受給が発覚した場合のみではなく、不正行為による計画申請や支給申請(以下「申請等」といいます。)を行い、当機構での審査の過程で不正が発覚した場合や不正行為により申請等を行い、その後これらの取下げを申し出た場合も不正受給として取り扱います。

(※)「不正行為」には、詐欺、脅迫、贈賄等、刑法に抵触する行為のほか、故意に申請書等に虚偽の記載を行ったり、偽りの証明を行うこと等も含まれます。

また、助成金の申請等ができない事業主が、偽って申請等を行うことも不正行為に該当します。

○公表内容

- 1 事業主の名称および代表者の氏名
(役員等が不正受給に関与していた場合は役員等の氏名)
- 2 事業所の名称、所在地および事業の概要
- 3 不正受給に係る助成金の名称、支給を取消した日、返還を命じられた金額および返還状況
- 4 不正の内容
- 5 代理人又は社会保険労務士(以下「代理人等」といいます。)が不正受給に関与していた場合は、当該代理人等の名称、所在地、氏名および不正の内容
- 6 研修実施者が不正受給に関与していた場合は、当該研修実施者の名称、所在地、氏名および不在の内容

不正受給を行った場合の措置

不正受給を行った場合、ホームページでの公表のほか、以下の措置を執ります。

- 1 既に支給を受けている場合、支給した助成金の返還(延滞金が付加されます。)
- 2 既に支給を受けている場合、返還額の20%の額を請求
- 3 雇用関係助成金について、5年間の助成金不支給措置

注)手段が悪質な場合などは、刑事事件として告発することがあります。